

令和2年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号(9日)

招集年月日	令和2年9月7日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	令和2年 9月 7日午前10時00分			議 長	島 崎 紘 一
及 び 宣 言	閉 会	令和2年 9月 18日午前11時21分			議 長	島 崎 紘 一
応(不応)招議員	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
及び出席並びに	1	小井土 光 弘	○	7	佐 藤 博	○
欠 席 議 員	2	大 手 博 幸	○	8	千 野 榮 治	○
出席 12名	3	佐々木 信 也	○	9	島 崎 紘 一	○
欠席 名	4	岡 田 邦 敏	○	10	堀 口 博 志	○
欠員 名	5	木 暮 弘 元	○	11	岡 田 武 二	○
凡 例	6	岩 崎 正 春	○	12	佐 藤 公 夫	○
○ 出席を示す						
△ 欠席を示す						
× 不応招示す						
会議録署名議員	2番	大 手 博 幸	3番	佐々木 信 也		
職務のため議場に出席したものの氏名	事 務 局 長	岩 井 収		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福 祉 課 長	岡 野 宏 巳	
	教 育 長	茂 木 学		保 健 課 長	永 井 邦 佳	
	総 務 課 長	岡 野 均		農 林 課 長	東 間 克 敏	
	企 画 課 長	竹 内 誠		商 工 観 光 課 長	佐 藤 圭 司	
	住 民 税 務 課 長	猪 野 ともえ		建 設 水 道 課 長	佐 藤 正 明	
	会 計 課 長	柴 田 悦 子		教 育 課 長	林 通 典	

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第5号 令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第6号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第53号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第54号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 4 第55号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例
- 5 第56号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 第57号議案 ジオパーク下仁田協議会条例の一部を改正する条例
- 7 議案第58号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 8 第59号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）
- 第60号議案 令和2年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第63号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 第65号議案 令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第66号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第67号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第68号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第69号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第70号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算認定について
- 第71号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 10 陳情第5号 「種苗法の改正に反対する意見書」を国へ提出することを求める陳情書
- 陳情第6号 国に対し「公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書」の提出

を求める陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和2年9月9日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 これから、本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを、総務課長に報告を求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第4号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和元年度決算における健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率9.3%。将来負担比率40.0%。いずれの数字も早期健全化基準比率以内でございます。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、報告第5号 令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてを、建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長
(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、報告第5号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第5号 令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和元年度における公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、浄化槽整備事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記入されておられません。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、ご報告させていただきます。

○議長 島崎紘一 次に、報告第６号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてを、商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長
(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、報告第６号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第６号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を別紙のとおり報告する。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書第１８期でございますが、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長 島崎紘一 以上で報告は終わりました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第２、第５３号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第５３号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第５３号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求める。

記、[REDACTED]、氏名、小井土久雄、[REDACTED]
[REDACTED]。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、飯嶋常男氏が、令和２年９月３０日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第５３号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第54号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(林通典教育課長 登壇)

○教育課長 林通典 命によりまして、第54号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第54号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について、下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、[REDACTED]、氏名、大井田文雄、[REDACTED]
[REDACTED]。任期、令和2年10月1日から令和6年9月30日まで。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由は、大井田文雄氏の任期が、令和2年9月30日に満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第54号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第55号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第55号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第55号議案 下仁田町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町税条例の一部改正を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

附則、施行期日、第 1 条、この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 55 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第 5、第 56 号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第 56 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 56 号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 2 項中「ただし、前項第 3 号」の次に「又は要綱等」を加える。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則、施行期日等、第 1 条、この条例は、公布の日から施行し、この条例

による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、令和２年６月８日から適用する。ただし、附則第４項及び第５項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日から施行する。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第５６号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第５６号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第６、第５７号議案 ジオパーク下仁田協議会条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。
教育課長

（林通典教育課長 登壇）

○教育課長 林通典 命によりまして、第５７号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第５７号議案 ジオパーク下仁田協議会条例の一部を改正する条例、ジオパーク下仁田協議会条例の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「置く。」を「及び監事２人を置く。」に改める。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第57号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、議案第58号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 命によりまして、議案第58号を朗読いたします。

議案第58号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和2年9月7日、下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員 堀口博志。賛成者、同 岩崎正春、同 岡田邦敏、同 佐藤博、同 千野榮治、同 岡田武二。

別紙をご覧ください。

別紙、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのな

いよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月7日。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣あて。

群馬県甘楽郡下仁田町議会議長 島崎紘一。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 朗読が終わりましたので、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第59号議案から第64号議案までの各議案

を一括議題といたします。

まず、第59号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第59号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第59号議案 令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）、令和2年度下仁田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,019万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。11款地方交付税1億7,288万7,000円、15款国庫支出金2億4,760万1,000円、16款県支出金818万8,000円、17款財産収入295万8,000円、18款寄附金5万円、19款繰入金1億444万円の減、20款繰越金6,189万6,000円、21款諸収入1,114万円の減、22款町債7,120円の減、歳入合計60億1,339万7,000円に3億680万円を追加し、63億2,019万7,000円としたいとしますのでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費50万1,000円の減、2款総務費2億9,030万6,000円、3款民生費1,522万6,000円、4款衛生費2万円、6款農林水産業費1,374万円、7款商工費2,070万7,000円の減、8款土木費687万円の減、9款消防費782万1,000円、10款教育費276万円。

4 ページに移りまして、11 款災害復旧費 500 万 5,000 円、歳出合計 60 億 1,339 万 7,000 円に 3 億 680 万円を追加し、63 億 2,019 万 7,000 円としたいとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございます。事項は、下仁田町福祉作業所の管理運営に関する協定書で、期間は令和 3 年度から令和 7 年度までです。限度額は 3,742 万 5,000 円です。次に、下仁田町起業支援テレワークオフィスの管理運営に関する協定書ですが、期間は令和 3 年度から令和 5 年度まで、限度額は 300 万円です。

第 3 表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額 2 億 8,740 万円から 1 億 230 万円を減額し 1 億 8,510 万円に、地方道路等整備事業債は、限度額 520 万円の全額を減額しゼロ円に、公営住宅建設事業債は、限度額 3,400 万円の全額を減額しゼロ円に、緊急防災・減災事業債は、限度額 3,630 万円に 4,960 万円を追加し 8,590 万円に、災害復旧事業債は、限度額 8,230 万円に 120 万円を追加し 8,350 万円に、臨時財政対策債は、限度額 9,000 万円に 1,950 万円を追加し、1 億 950 万円としたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。また、9 ページの 2、歳入、13 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第 60 号議案 令和 2 年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、第 61 号議案 令和 2 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）及び第 62 号議案 令和 2 年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第 60 号議案から第 62 号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 60 号議案 令和 2 年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、令和 2 年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。6款繰入金262万円の減、7款繰越金262万円、歳入合計でございますが、9億4,480万円で補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2の歳入につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第61号議案をお願いいたします。

第61号議案 令和2年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和2年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。3款繰入金157万6,000円の減、4款繰越金157万6,000円、歳入合計でございますが、1億4,617万円で補正予算額の増減はございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。4ページ、2の歳入につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第62号議案をお願いいたします。

第62号議案 令和2年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和2年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,646万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金24万6,000円、4款支払基金交付金22万5,000円、5款県支出金309万2,000円、7款繰入金38万円、8款繰越金474万7,000円、歳入合計13億5,777万円に869万円を追加し、13億6,646万円としたいものとするものでございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。5款地域支援事業費93万円、7款諸支出金776万円、歳出合計13億5,777万円に869万円を追加し、13億6,646万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。6ページ、2の歳入、8ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第63号議案 令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、第64号議案 令和2年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。
建設水道課長

（佐藤正明建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第63号議案、第64号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第 6 3 号議案 令和 2 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、令和 2 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 3 3 万 7, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、6 款繰入金 1 1 7 万 9, 0 0 0 円、歳入合計 9, 3 1 5 万 8, 0 0 0 円に 1 1 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、9, 4 3 3 万 7, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。1 款浄化槽事業費 1 1 7 万 9, 0 0 0 円、歳出合計歳入合計 9, 3 1 5 万 8, 0 0 0 円に 1 1 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、9, 4 3 3 万 7, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。1 の総括につきましては省略させていただきます。なお、4 ページ、2 の歳入、3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第 6 4 号議案をお願いいたします。

第 6 4 号議案 令和 2 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 1 号）、総則、第 1 条、令和 2 年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、令和 2 年度下仁田町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第 1 款水道事業収益、2 億 4, 7 1 2 万円、8 9 万 9, 0 0 0 円、2 億 4, 8 0 1 万 9, 0 0 0 円。

支出、第 1 款水道事業費用、2 億 4, 0 4 6 万 3, 0 0 0 円、8 4 0 万 8, 0 0 0 円、2 億 4, 8 8 7 万 1, 0 0 0 円。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページの実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案説明が終わりましたので、第59号議案から第64号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑を願います。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第59議案から第64号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第65号議案から第71号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第65号議案 令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第65号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書3ページをお願いいたします。

第65号議案 令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いします。

令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税8億4,214万2,147円、2款地方譲与税6,414万

6, 005円、3款利子割交付金59万6, 000円、4款配当割交付金291万6, 000円、5款株式等譲渡所得割交付金172万7, 000円、6款地方消費税交付金1億3, 589万9, 000円、7款ゴルフ場利用税交付金1, 225万3, 080円、8款自動車取得税交付金772万4, 747円、9款環境性能割交付金226万8, 000円、10款地方特例交付金505万8, 000円、11款地方交付税23億9, 713万5, 000円、12款交通安全対策特別交付金97万9, 000円、13款分担金及び負担金2, 800万2, 350円、14款使用料及び手数料3, 862万7, 661円。

次ページをお願いいたします。

15款国庫支出金3億4, 726万5, 836円、16款県支出金3億5, 157万5, 736円、17款財産収入2, 918万1, 867円、18款寄附金6, 063万8, 175円、19款繰入金4億8, 186万563円、20款繰越金1億303万3, 710円、21款諸収入1億136万7, 707円、22款町債5億580万円、歳入合計の収入済額合計は55億2, 019万7, 584円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款議会費7, 324万6, 834円、2款総務費11億2, 142万2, 669円、3款民生費11億1, 492万9, 203円、4款衛生費7億7, 494万3, 486円、5款労働費170万1, 600円、6款農林水産業費2億7, 785万1, 825円、7款商工費1億2, 638円、8款土木費3億2, 314万1, 357円、9款消防費3億1, 371万13円、10款教育費4億1, 105万9, 875円。

次ページをお願いいたします。

11款災害復旧費2億3, 213万6, 174円、12款公債費6億6, 077万355円、13款諸支出金4万7, 694円、14款予備費、支出がございませんでした。歳出合計の支出済額の合計額が54億2, 496万1, 723円でございます。

歳入歳出差引残額9, 523万5, 861円。

令和2年9月7日提出、下仁田町長 原秀男。

12ページからの令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、２０４ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分を申し上げます。

１、歳入総額５５億２，０１９万７，５８４円、２、歳出総額５４億２，４９６万１，７２３円、３、歳入歳出差引額９，５２３万５，８６１円、４、翌年度へ繰り越すべき財源、（２）繰越明許費繰越額２，３３３万９，０００円、５、実質収支額７，１８９万６，８６１円、６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はございません。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前１０時５４分

再 開 午前１１時０４分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

次に、第６６号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第６７号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第６８号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第６６号議案から第６８号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

２０５ページをお願いいたします。

第６６号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

１款国民健康保険税１億７，６２３万２，２６４円、２款使用料及び手数料６万７，３００円、３款国庫支出金５５万円、４款県支出金６億９，７４４万１，２６９円、５款財産収入４，４６１円、６款繰入金６，２９５万９，３１４円、７款繰越金１４２万６，７８８円、８款諸収入５５０万１，６７４円、歳入合計９億４，４１８万３，０７０円でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款総務費 6 6 8 万 8 9 6 円、2 款保険給付費 6 億 5, 3 2 4 万 7, 0 8 8 円、3 款国民健康保険事業費納付金 2 億 6, 4 9 4 万 4, 8 0 3 円、4 款共同事業拠出金 1 9 0 円、5 款財政安定化基金拠出金、ゼロでございます。6 款保健事業費 1, 0 7 9 万 2, 2 5 3 円、7 款基金積立金 4, 4 6 1 円、8 款公債費、ゼロでございます。9 款諸支出金 5 8 9 万 1, 4 5 9 円、1 0 款予備費、ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計 9 億 4, 1 5 6 万 1, 1 5 0 円でございます。

歳入歳出差引残額 2 6 2 万 1, 9 2 0 円。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次の 2 1 2 ページから 2 3 5 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2 3 6 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額 9 億 4, 4 1 8 万 3, 0 7 0 円、2、歳出総額 9 億 4, 1 5 6 万 1, 1 5 0 円、3、歳入歳出差引額 2 6 2 万 1, 9 2 0 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 2 6 2 万 1, 9 2 0 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

2 3 7 ページをお願いいたします。

第 6 7 号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料 8, 3 6 8 万 8, 1 6 0 円、2 款使用料及び手数料 1 万 2, 5 0 0 円、3 款繰入金 4, 7 8 7 万 8, 8 8 3 円、4 款繰越金 2 9 1 万 1, 0 4 3 円、5 款諸収入 6 5 9 万 3, 4 2 5 円、歳入合計 1 億 4, 1 0 8 万 4, 0 1 1 円でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款総務費 1 9 9 万 1, 4 7 5 円、2 款保険事業費 6 4 4 万 4 3 1 円、3 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 3, 1 0 6 万 7, 5 1 4 円、4 款諸支出金 7, 1 0 0 円、5 款公債費はございませんでした。6 款予備費もございませんでした。歳出合計 1 億 3, 9 5 0 万 6, 5 2 0 円。

歳入歳出差引残額 1 5 7 万 7, 4 9 1 円。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次の 2 4 2 ページから 2 4 9 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2 5 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額 1 億 4, 1 0 8 万 4, 0 1 1 円、2、歳出総額 1 億 3, 9 5 0 万 6, 5 2 0 円、3、歳入歳出差引額 1 5 7 万 7, 4 9 1 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 1 5 7 万 7, 4 9 1 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

2 5 1 ページをお願いいたします。

第 6 8 号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次のページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに、歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款保険料 2 億 2, 0 8 9 万 2, 6 1 2 円、2 款使用料及び手数料 1 万 9, 9 0 0 円、3 款国庫支出金 3 億 6, 3 6 0 万 1, 0 4 0 円、4 款支払基金交付金 3 億 6, 0 7 4 万 8, 2 5 7 円、5 款県支出金 1 億 9, 6 0 5 万 6 7 7 円、6 款財産収入 1 万 5, 5 9 0 円、7 款繰入金 2 億 7 2 4 万 6, 6 5 7 円、8 款繰越金 7 0 6 万 3 1 9 円、9 款諸収入 6 0 万 1, 6 7 4 円、歳入合計 1 3 億 5, 6 2 3 万 6, 7 2 6 円です。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款総務費 1, 0 3 3 万 7, 8 8 1 円、2 款保険給付費 1 2 億 6, 2 1 3 万 4, 3 2 3 円、3 款財政安定化基金拠出金はゼロでございます。4 款基金積立金 1 万 5, 5 9 0 円、5 款地域支援事業費 6, 4 1 1 万 6, 2 3 2 円、

6 款公債費はゼロでございます。7 款諸支出金 1, 4 8 8 万 4, 8 0 3 円、8 款予備費はゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出合計 1 3 億 5, 1 4 8 万 8, 8 2 9 円でございます。

歳入歳出差引残額 4 7 4 万 7, 8 9 7 円。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次の 2 5 8 ページから 2 8 5 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

2 8 6 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額 1 3 億 5, 6 2 3 万 6, 7 2 6 円、2、歳出総額 1 3 億 5, 1 4 8 万 8, 8 2 9 円、3、歳入歳出差引額 4 7 4 万 7, 8 9 7 円、4、翌年度へ繰越しすべき財源はございません。5、実質収支額 4 7 4 万 7, 8 9 7 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 次に、第 6 9 号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第 7 0 号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算認定について及び第 7 1 号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第 6 9 号議案、第 7 0 号議案、第 7 1 号議案をご提案、ご説明いたします。

2 8 7 ページをお願いいたします。

第 6 9 号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金 2 7 1 万 8, 4 2 0 円、2 款使用料及び手数料 1, 9 9 6 万 9, 4 7 1 円、3 款国庫支出金 8 3 7 万 8, 0 0 0 円、4 款

県支出金 1 7 8 万 7, 0 0 0 円、5 款財産収入 2, 1 5 8 円、6 款繰入金 1, 0 6 4 万 9, 3 5 9 円、7 款繰越金 1 0 0 万円、8 款諸収入 5 2 万 2, 9 9 5 円、9 款町債 4 8 0 万円、歳入合計 4, 9 8 2 万 7, 4 0 3 円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款浄化槽事業費 4, 0 0 4 万 9 3 9 円、2 款公債費 8 7 8 万 6, 4 6 4 円、歳出合計 4, 8 8 2 万 7, 4 0 3 円。

歳入歳出差引残額 1 0 0 万円。

令和 2 年 9 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次の 2 9 2 ページから 2 9 9 ページまでの令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明をいたしましたので、省略させていただきます。

3 0 0 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分 1、歳入総額 4, 9 8 2 万 7, 4 0 3 円、2、歳出総額 4, 8 8 2 万 7, 4 0 3 円、3、歳入歳出差引額 1 0 0 万円、4、翌年度に繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 1 0 0 万円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額はございませんでした。

続きまして、3 0 1 ページをお願いいたします。

第 7 0 号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

次ページをお願いします。

令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款財産収入 2 億 1, 2 2 7 万 8, 8 1 6 円、2 款諸収入 1 億 5, 0 7 7 万 9, 6 9 4 円、歳入合計 3 億 6, 3 0 5 万 5, 7 8 0 円でございます。

次のページをお願いします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款ガス事業清算費 3 億 6, 3 0 5 万 5, 7 8 0 円、歳出合計 3 億 6, 3 0 5 万 5, 7 8 0 円。

歳入歳出差引残額なし。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

次の３０６ページから３０９ページまでの令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計歳入歳出決算事項明細書につきましては、さきの全員協議会で説明をいたしましたので、省略させていただきます。

３１０ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。ガス事業清算特別会計、１、歳入総額３億６，３０５万５，７８０円、２、歳出総額３億６，３０５万５，７８０円、３、歳入歳出差引額から４、翌年度へ繰り越すべき財源、５、実質収支額、６、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額まではございませんでした。

以上でございます。

続きまして、別冊の令和元年度下仁田町水道事業決算書をお願いいたします。

１ページをお願いいたします。

第７１号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金３，２６０万２，５５２円のうち２９６万５，１８４円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

また、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和元年度水道事業会計収入支出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和２年９月７日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

令和元年度下仁田町水道事業会計決算報告書。

１の収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第１款水道事業収益２億５，１６６万３，６７４円、支出、第１款水道事業費用２億４，２１４万２，５７４円でございます。

次のページをお願いいたします。

２の資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第１款資本的収入９，９６０万９，０２４円、支出、第１款資本的支出１億７，６９８万６，３６６円でございます。

欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７，７３７万７，３４２円

は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 6 6 万 6 , 1 2 2 円、過年度分損益勘定留保資金 1 , 8 6 9 万 4 , 1 2 0 円、当年度分損益勘定留保資金 5 , 4 0 5 万 1 , 9 1 6 円、減債積立金 2 9 6 万 5 , 1 8 4 円で補填した。

7 ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 3 0 分

再 開 午前 1 1 時 3 1 分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

第 6 5 号議案から第 7 1 号議案の提案説明が終わりましたので、監査委員から監査結果の報告を願います。監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和元年度下仁田町一般会計、特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る 8 月 5 日から 8 月 7 日までの期間にわたりまして、佐藤公夫監査委員とともに、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項、第 2 4 1 条第 5 項及び地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平成 1 9 年 6 月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 2 2 条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計においては、令和元年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書、令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和元年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書、令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計、令和元年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧等であります。公営企業会計においては、令和元年度下仁田町水道事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和元年度各会計の決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また、計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取

を受けました。

基金の状況一覧につきましては、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計については、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証する諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨にのっとり事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は、以前に比べまして、予算額と支払済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。

基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計数は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示しているものと認められました。

なお、ガス事業は、平成31年3月31日をもって、東海ガス株式会社に事業譲渡されたため、ガス事業会計の決算はなく、ガス事業売払収入と一般会計繰出金を主な内容とするガス事業清算費を計上したガス事業清算特別会計の決算をもってガス事業に関する清算が終了しました。

次に、財政健全化審査につきましては、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査につきましても、町長が提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしております。

審査の概要を次に述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、先にも申し上げましたように、予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、税公平負担の原則の立場から、滞納者に対する納税相談や早期の財産差押え、スマホ支払い導入や適切な不納欠損処理を行うなど

し、収納率の向上、滞納者対策を積極的に行った結果、各税目において前年度を上回っており、収納未済額圧縮に向け努力されたことがうかがえます。歳入確保や公平負担の原則遵守のため、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段も含め、徴収手法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれない。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減少や徴収率減少が大いに懸念されることから、税減免措置をはじめとした、今にも増してきめ細やかな納税対応が求められます。

次に、公営企業会計水道事業につきましては、人口の減少に伴い、早急な回復は望めない現状下においては、平成30年2月に策定された令和元年度から10年間の計画期間とした下仁田町水道事業経営戦略において、安全で良質な水を安定して供給し続ける水道を基本理念として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化等の取組を推進徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 監査委員のご報告ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時44分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

監査結果の報告が終わりましたので、第65号議案から第71号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。それでは質疑を願います。

(発言する声なし)

○議長 島崎紘一 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第65号議案から第

7 1 議案の 7 議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第 10、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 5 号 「種苗法の改正に反対する意見書」を国へ提出することを求める陳情書及び陳情第 6 号 国に対し「公立・公的病院の再編統合計画に関する意見書」の提出を求める意見書は、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和 2 年 9 月 9 日 午前 1 1 時 4 6 分